

2006年2月レポート

国別

タイ
マレーシア
シンガポール
フィリピン
インドネシア
ベトナム
インド
パキスタン
ヨルダン
サウジアラビア
トルコ
クウェート

タイ

2006年2月ニュース

1. バンコク銀行、SMEの成長のため、知的財産を担保として活用
2. タイ人に知的財産の登録を急がせる
3. ハーブ、保護のリストに加えられる
4. タイ - 米国二国間協定
5. エイズネットワークが米国の製薬特許を拒絶するよう要求
6. 警察は海賊版CDの新手の売り込み手口に警戒

1. バンコク銀行、SMEの成長のため、知的財産を担保として活用

(タイ・ニュース・サービス、2006年2月16日付)

2006年に規模拡大のため資金調達を目指す企業は、「資産の資本繰入計画」(Asset Capitalization Scheme)により、知的財産を資本に繰入れるべきだとバンコク銀行のクレジット・マネジメント担当のスヴァーン・タンサシット(Suvarn Thansathit)副頭取は述べた。この資産の資本繰入計画によれば、企業はブランドや商標などの知的財産を資産に順ずるものとして、融資を受けることができると彼は述べた。

このローンは農業、小売業、製造業、サービス業、運送業、OTOP(一村一品)事業を含むあらゆる業種で利用できる。

スヴァーン氏は、2004年に政府機関と覚書(MOU)を交わして以来、同銀行は、資産の資本繰入計画で355の顧客に9億8,000万バーツのローンを提供していると述べた。

2. タイ人に知的財産の登録を急がせる

(fnWeb デイリーニュース、2006年2月16日付)

商務省のプリチャー・ラオハポンチャナ副大臣は、タイ人は知的財産、特に特許の登録にもっと注力すべきであると促した。「タイの知的財産の管理」と題したセミナーの講演後、同副大臣は、タイ人は知的財産を登録することに毎年より大きな意味を認めてきている。しかし諸外国と比較すると知的財産の件数、特にタイ人によって登録される特許の件数は非常に少ない、と述べた。

現在、特許の出願は毎年7,000～8,000件ならずで、現在まで15,000件の出願が認められているのみである。しかし、商標の出願は毎年25,000～30,000件ほどあり、これは特許に比べ、出願手続きがより簡便でわかりやすいためである。

世界で登録されている特許は5,100万件以上である。この中で19.4%はアメリカ、9%は日本、8.6%は英国がそれぞれ所有するが、タイはわずか0.017%を所有するのみである。これは、タイ人による発明や考案が依然として少ないことを示す、と副大臣は指摘する。

そこで、商務省では、発明は商業ベースで進められると考え、タイ人が知的財産の商業ベースでの利用を促進するように、セミナーの開催を目指している。プリチャー副大臣は、タイ国中小企業開発銀行(SME Bank)を含む国の財政機関は、知的財産の開発のための十分なローンを提供する準備ができていと付け加えた。

3. ハーブ、保護のリストに加えられる

(バンコクポスト、ホームニュース欄6ページ、タイランド、2006年2月17日付)

保健省は希少で名の知れたタイの薬草であるガオクルア(プエラリアミリフィカ、*pueraria mirifica*)を生物海賊行為から守るため、植物保護リストに加えることとした。

ガオクルアは女性ホルモンの分泌を促し、丰胸効果と閉経による体調不良を軽減し、しわを防ぐ効果があるため、多国籍の製薬会社及び化粧品会社からの需要が増大している。

「ガオクルアの保護対策を取らないと絶滅するおそれがある」と、ピニジ・ジャルソムバット(Phinij Jarusombat)保健省大臣は述べる。

この薬草保護リストは、8月2日に施行されるタイの薬草コントロールに関する省令に含まれる。

この省令では、希少なハーブを国内での研究及び商業ベースのプランテーションの推進のために保護しようとするもので、リストに記載されているハーブは決められた量のみ所有が許される。例えば、研究機関は最大240キロまでのガオクルアの貯蔵を認められ、製薬産業の事業者は1,200キロまで認められる。

違反者には1万バーツの罰金か、6ヶ月の懲役、又はその両方が科される。

タイの伝統医薬開発局のウィチャイ・チョクウィワット(Vichai Chokevivat)局長は、省令により野生のガオクルア密輸が減り、販売用の栽培を助けるだろうと述べている。

外国の投資家や科学者は植物の採取の前に許可を求めねばならず、またハーブに関したりサーチの成果を共有する契約を政府と結ばねばならない。「これにより、外国の投資家がタイのハーブとハーブトリートメントの伝統的な知識を許可なく利用するのを防げるだろう」と局長は述べた。

4. タイ - 米国二国間協定

(バンコクポスト、ビジネスセクション、B1ページ、タイランド、2006年2月16日付)

薬と植物の特許保護の違いがタイ - 米国自由貿易協定(FTA)の締結を遅らせていると、財務計画リサーチ機関協会のアドバイザーは語る。前商務大臣のナロンチャイ・アクラサニー(Narongchai Akrasanee)氏は、この見解はタイの交渉団と同様だと述べた。

タイ米二国間の貿易交渉により、サービス部門の自由化を促進させるセミナーの席上で、2つの重要な課題は、製薬の特許保護と生物多様性に関する知的財産権の問題だと、同氏は述べた。

製薬に関する違いは克服されるかもしれないが、生物多様性については共通認識に至るには程遠いと彼は言う。ワシントンは植物の新品種の保護に関する国際同盟(International Union for the Protection of New Varieties of Plants)、UPOV1991の締約国になるようバンコクを説得してきた。米国は、既にチリとシンガポールを含む他のFTA相手国に締約国となるよう説得に成功している。

UPOV1991は、新品種の保護期間を、UPOV1978年条約により定められた15年から20年に延長している。同様に、この条約により新種の開発者に独占的権利が与えられているため、農業者は新品種を植えるたびにロイヤルティーを支払わねばならない。

タイは1992年の生物多様性条約(CBD)の加盟国である。この条約は、地域や個人が、後に商業用に利用することのできるような独特の植物品種に対して、ある程度の所有権を持つことを認めている。

「異なる環境は異なる見方を生み出す。タイは熱帯の国で植物や動物の種類が豊富である。米国はそれとは違う。米国は他の国々に現存する植物から新品種を作り出すことに関心がある」と彼は言う。

彼は、製薬に関しては両者がまもなく合意に至るだろうと楽観的に見ている。米国は製薬の特許保護期間は食品医薬品局からの承認を得た日からスタートさせることを提案しているが、タイは形式的な登録日からスタートさせたいと望んでいる。

5. エイズネットワークが米国の製薬特許を拒絶するよう要求

(バンコクポスト、ホームニュース欄、6ページ、タイ、2006年2月26日付、
ネーション、ビジネス欄、ページ4B、タイ、2006年2月26日付、
ポスト・トゥデイ、トゥデイズ・ニュース欄、ページA2、タイ、2006年2月26日付、
クルンテープ・トゥラキット、コマース・セクション、7ページ、タイ、2006年2月26日付)

「エイズとともに生きるタイ人のネットワーク」の50人近くのメンバーは、商務省と知的財産局でロビー活動を行い、米国に本拠を置くグラクソ・スミスクライン (Glaxo・SmithKline) 社 (GSK) が出している COMBIDとして知られる HIV 治療薬の特許出願を拒絶するよう求めた。

同ネットワークのカモン・アパガーオ (Kamol Upakaew) 議長は、COMBIDは新規の抗エイズ薬ではなく、政府の創薬機関によって製造された AZT と 3TC という 2 つの薬の組み合わせにすぎない。それゆえ、タイ法の下での特許登録はふさわしくないと指摘する。

特許を与えれば抗エイズ薬の製造が独占的となり、現在、毎月 1,500 バーツを支払い AZT と 3TC を服用している 4,000 人のエイズ患者は、特許権により、最高で月額 8,000 バーツまで負担せねばならなくなるとネットワークは言う。

カモン氏は、もっと多くの薬剤師が製薬特許審査小委員会に加わることを求めている。現在、薬剤師の委員は GSK の役員の妻 1 人のみで、これでは利害の対立の点で疑問を生じると彼は言う。

商務省の事務次官カルン・キティサタポーン (Karun Kittisataporn) 氏は、HIV/エイズ患者の医療が最優先の課題であると約束した。同氏はネットワークのメンバーを呼び、問題の小委員会の利害の対立について、さらに情報を得るとのことである。

6. 警察は海賊版 CD の新入りの売り込み手口に警戒

(バンコクポスト、ホームニュース・セクション、2ページ、タイ、2006年2月26日付)

警察は、海賊版 CD の販売人が、子供や身体に障害のある人を使い、見る人の同情心をあおって偽物を販売させようとする、新入りの売り込み手口に警戒をしている。警察はこの手口に対して本格的な取り締まりはできていない。なぜなら情報不足のためと、これまでのところ、CCSD は主に性的虐待の追放に重点をおいているからだ。

しかし、海賊版 CD の売り込みに引き込まれている子供、身障者、女性、外国からの労働者の数は増加を続けている。

ある上院議員は警察の取り締まりだけでは不十分であろうと述べ、子供たちが違法な取引に巻き込まれないよう、両親が十分監視することを求めた。

知的財産侵害抑圧委員会のスティサク・プラサカルカン (Suthisak Prasartkarukarn) 事務局長は、影響力のある人物はある警察官に、違法な商売への取り締まりをしないように見返りを支払っていると述べている。

マレーシア

2006年2月ニュース

1. 知的財産権を最優先に

(ビジネス・タイムズ、2006年2月10日付)

アメリカの投資家は知的財産権(IPR)の保護を最優先と見ているので、知的財産権事件を扱う特別裁判所の設置を訴えていると、米国のクリストファー・ラフルー(Christopher LaFleur)マレーシア大使が述べた。

「知的財産権の保護が最重要課題だ」と、ペナンのジョージタウンで開催されたアメリカ及びマレーシア商工会議所(北部地域)会員との昼食を交えた対談で大使は述べた。

ラフルー大使は、投資家は知的財産権保護のためマレーシア政府が新しい決断を下すことを待っている。そして「政府が、今年にも特別裁判所を設置するかもしれないという声明に元気付けられている」と述べた。また、大使は政府サイドがより透明性を高めるようにすることも求めた。それは、投資家の信頼を維持し、国内の効率性を高めるために表明されるべき大切な問題だと述べている。

2005年末、マレーシア - 米国の二国間貿易は430億米ドル(1,600億リンギット)に達し、2004年度より10%増である。

「我々の予想では、米国は引き続きマレーシアの最大の貿易相手国であり、マレーシアは我々の10番目に大きな貿易相手国であるだろう」と、ラフルー大使は語った。

「一方、インテル・マレーシア社(Intel Malaysia)は2005年の優良企業(Corporate Excellence 2005)として国務大臣賞にノミネートされ、ラフルー大使はその賞を授与した。60の推薦候補からインテル・マレーシア社は最終審査の10社の中に残った。マレーシアにある世界最大のチップメーカーを代表して表彰を受けた(マレーシアでの企業倫理、発明、模範的なビジネスの実践を表して)のは、社長のケ・・シー・ヨーン(KC Yoon)だった。

2. 通商省は起業家のためのコースを開設

(バーナム・ディリー・マレーシアン・ニュース、2006年2月24日付)

国内取引・消費者行政省は、国内の起業家の競争力をつけるため、コース、セミナー、展示、ワークショップなどの幾つかのプログラムを実施する予定である。同省のダトゥク・エス・ベラシングム(Datuk S. Veerasingam)副大臣は、このプランは国内の起業家の質を向上させるための主要課題で、これにより彼らが国内で営業する諸外国の小売会社に対抗できるようにさせたいと語った。

焦点はブランド性、パッケージ、ラベル表示の分野に向けられる。第9次マレーシアプランでは、これらの分野の開発が、地元の中小的企業からの製品の低品質の問題に対処するための努力の一部として関心を向けられるだろうと語った。

ベラシングム氏はマレーシア系インド人ビジネス協会(MIBA)主催のセミナーで、「女性起業家の開発」と題した講演でこれらを述べた。起業家開発プログラムでは、その他に小売業コース、イスラムのビジネス倫理、会社設立、知的財産についても取り扱う。

同省の計画は中小企業からの製品の質を向上させ、国内、国際市場で受け入れられるようにすることだと彼は述べた。ベラシングム氏によれば、今年度実施に移され、財務省の予算配分により、訓練場の選定、参加人数が決定されるだろうとのことである。

シンガポール

2006年2月ニュース

1. シンガポール企業の特許出願増加
2. シンガポールでR&DとIPマネジメントを推進
3. 企業の特許保護への関心薄し
4. CIDはイーストゲート社に嚴重警告を発す

1. シンガポール企業の特許出願増加

(ビジネス・タイムズ・シンガポール、2006年2月4日付)

昨年、シンガポールの企業と研究機関は438件の特許出願を行い、今後も件数の増加が予想されるであろうと、世界知的所有権機関(WIPO)の幹部スタッフが述べた。

過去2年間、シンガポールの企業や研究機関からの特許出願件数はかなりの増加を見せ、この先短期間でさらに増加することが予想される。これは、シンガポールが知識集約型産業の主要センターとなっているからだ、WIPOの副長官フランシス・ガリー (Francis Gurry) 氏が述べた。

過去5年間、シンガポールの企業と研究機関には一定の進歩が見られる - 特許出願が技術と応用科学の両面で新しい発見と重要な進歩のレベルを示している、とガリー氏は述べた。

シンガポールにおける特許出願のトップ企業及び研究機関としては、A*Star、シンガポール国立大学、インフィニオン・テクノロジー社 (Infineon Technologies)、クリエイティブ・テクノロジー、ナンヤーン技術大学 (Nanyang Technology University) 及びFCIアジア・テクノロジーが挙げられる。

2. シンガポールでR&DとIPマネジメントを推進

(ビジネス・タイムズ・シンガポール、2006年2月14日付)

グローバリゼーション、市場競争の過熱化、急速な技術革新は、知的財産(IP) (R&D活動の結果によるもの) を今日の重役会の議題にまで押し上げている。IPはますます世界中の企業にとって競争力の源であり重要な牽引力となってきている。

R&D活動は通常、商業ベースで研究活動の負担に耐えられる企業により進められている。特定の地域でR&D活動を進める国民的な力の不足の中で、税の優遇措置が、発明家や投資家をR&DやIPマネジメント活動に呼び込む重要な役割を担う。

シンガポールは既にR&DやIPマネジメント活動に対して、様々な減税、奨励策、補助金等、税の優遇措置を導入している。さらにシンガポールでR&DやIPマネジメント活動を推進させるため、現行の税制の改正と新施策の導入からなる税制改革案を考慮することも価値があろう。

3. 企業の特許保護への関心薄し

(ストレイト・タイムズ・ニューズペーパー、2006年2月20日付)

シンガポールの知的財産(IP)アカデミーにより行われた最近の調査によれば、調査対象の75%の企業が過去3年間に発明を成功させたが、そのうちわずか28%しか現在有効な特許となっていない。

NUSアントレプレニユアシップ (Entrepreneurship) センターは昨年、遠距離通信やITや金融サービスを含む200のハイテク製造業、サービス産業の調査を実施した。

それによると、ほとんどの会社は何らかの発明をしているが、結果的に発明を保護するため特許を取得している企業は比較的少ない。調査対象の会社のうち、わずか1/3しか特許を出願していないことも判明した。

シンガポールの会社は、商標などの特許以外の手段による創作の保護を好む。これは、これまでそのような特許以外の知的財産でロイヤルティを得ることに成功してきたためと思われる。

調査によれば、驚くことに25%の特許が全く利用されていないことがわかり、使われた特許もほとんどが自社の収入を生み出すためのみに使われ、第三者へのライセンスによるロイヤルティを稼いではいなかった。このことは、シンガポールの会社では、IPへの関心や理解が一般的に欠けていることから生じているものと考えられる。

彼らの多くは特許がどのように収入に貢献しているかを十分に追跡せず、IPから生み出される収入を最大化することに失敗している。結局のところ、企業はIPの所有権と利用法を、彼らの発明の競争力を保護するための戦術として、比較的効果の薄いものとしかみしていない。

4. CIDはイーストゲート社に嚴重警告を発す

(ビジネス・タイム・シンガポール、2006年2月25日付)

イーストゲート・テクノロジー (Eastgate Technology) 社は昨日、検察庁より、2003年に1人の顧客のために製作した音楽CDが著作権の侵害の恐れがあるとして「嚴重警告」を受けたと発表した。

「当社は、犯罪捜査局(CID)の知的財産権部門が捜査を終了したことをお知らせしたい」とイーストゲート社は言った。事件の状況を注意深く精査した後、CIDは嚴重な警告を発する事を決定した…会社に対するこれ以上の措置はないだろう」と同社は述べた。

イーストゲート社は、「将来にわたってこのような犯罪行為をとらないように、さもなければ会社に対して同じような寛大さはもう示されないだろう」と警告されたと述べた。

フィリピン

2006年2月ニュース

1. 倉庫に偽物の歯磨き粉
2. 海賊版ディスク200万米ドル相当を処分
3. IPOPHILはIPアカデミーの設置を要求
4. フィリピンが米国の優先警戒リストから除外される
5. アロヨ、知的財産侵害行為に一丸となった対策を要請
6. フィリピンのPLDTとシティファイナンシャル社、ソフトウェア用ローン提供

1. 倉庫に偽物の歯磨き粉

(フィリピン・デイリー・インクアイター、2006年2月2日付)

国家犯罪捜査局(NBI)は、マニラ市ビノンド(Binondo)の倉庫の摘発を行い、50万ペソに相当する偽物の歯磨き粉を押収した。NBIの知的財産権部門(IPRD)の捜査官はクラベル通り(Clavel Street) 286の倉庫から、50ml入りのチューブの偽のクローズ・アップ(Close-Up)の歯磨き粉13,680箱を押収した。

「歯磨き粉の偽物を押収したのは今回が初めてである。」とNBIのIPRD部門チーフ、ホセ・ジュスト・ヤップ(Jose Justo Yap)氏は語った。不正競争の疑いが倉庫の所有者Alex Coにかけられている。「偽造品は中国から輸入された。笑っているフィリピン人のモデルが描かれている歯磨き粉の箱でさえ中国で製造されている」と、ヤップ氏は記者に説明した。

NBI・IPRD部門の捜査官は、今月初めビノンドで一斉に行われた摘発で200万ペソ相当の偽物の香水と化粧品を押収した。NBIはロレアルの化粧品とジョルジオ・アルマーニ、ランコム、ギラロッシュ、ラルフ・ローレンのブランドのついた偽物の香水1,970本を、ニューディビソリア(New Divisoria)にあるメオンドス(Meowndes)雑貨品アウトレットとジュアン・ルナ・プラザ(Juan Luna Plaza)ショッピングモールから押収した。所有者のケビンとショラン・ゴ(Kevin and Sholan Go)は、商標侵害と不正競争の嫌疑をかけられている。

2. 海賊版ディスク200万米ドル相当を処分

(ネーション、地域別ニュース欄、ページ5A、タイ、2006年2月12日付)

戦車で武装したフィリピン政府の職員は10日、海賊行為に対するアジア全域での撲滅行為の一環として、約200万米ドル相当のオーディオとビデオのディスクを破壊した。

オプティカル・メディア委員会(Optical Media Board)の議長エドゥ・マンザノ(Edu Manzano)氏は、マニラのアギナルド(Aguinaldo)キャンプのフィリピン軍の本部で、押収されたおよそ1億ペソ(190万米ドル)相当のCDとDVDの上を戦車で何回も走行した。

マンザノ氏は、海賊行為は地元のフィルム産業をほぼ全滅させたと記者に語った。「これは戦争である」と彼は言う。「海賊行為は合法的な産業を破壊し、経済を低迷させ、フィリピン人の創造性を閉塞させている。人々から合法的な職業と適切な対価を奪っている」とマンザノ氏は述べた。

12月15日から1月30日にかけてマニラ市を中心に行われた手入れで、1,276,625枚のDVDとCDが押収された。モーション・ピクチャー・アソシエーション(MPA)によってコーディネートされた今回の取締りは、クリスマスと新年の休暇という重要な時期と重なり、12カ国のエンフォースメントの担当官は600万枚近くの海賊版ディスクを押収し、807人の動画の偽造者が逮捕された。

3. IPOPHILはIPアカデミーの設置を要求

(INQ7, ネット, 2006年2月12日付)

フィリピン知的財産局(IPOPHIL) は、知的財産権と法制を訓練し教育するためのセンターとしての役割を果たすフィリピン知的財産権アカデミーの設立を強く求めている。

IPアカデミーは中小企業やアカデミックな研究開発機関に対し、教育的なキャンペーンで知的財産保護のための啓蒙を進める。また、知的財産保護やエンフォースメントにあたる弁護士や判事を教育し、民間セクター、法の執行機関、教育機関が連携を深め、知的財産の侵害を減らしていこうとするものである。

オブティカル・メディア委員会、国家犯罪捜査局、フィリピン国家警察、関税局が、偽造品を販売している疑いのある販売人の取締りに加わっている。IPOPHILは昨年、海賊版CD、DVD、ソフトウェア・インストール用CDあわせて10億ペソ相当を押収した。

4. フィリピンが米国の優先警戒リストから除外される

(フィリピン・デイリー・インクアイラアー, 2006年2月17日付)

米国は、フィリピンを知的財産権を正当に執行しない「優先監視国リスト」から除外した。

米国の通商代表団は昨日声明を発表し、フィリピンを「優先監視国リスト」から通常の監視国リストに格上げした。「周期外レビュー」(out-of-cycle review)により、2005年に、海賊版のオーディオやビデオディスクに対して「フィリピンが特別法の執行を強化した」ことがわかったためとみられる。

フィリピンは2001年から優先監視国リストに載せられ、そのことは米国政府から貿易制裁を受ける寸前の国ということの意味していた。大統領は優先監視国リストからの脱却は外国の投資家を刺激し、価値の高いソフトウェアの開発に資金が注がれるであろうと述べた。

5. アロヨ、知的財産侵害行為に一丸となった対策を要請

(アジアパルス, 2006年2月21日付)

海賊版との戦いは貧困との戦いである。このことを念頭に、グロリア・マカパガル - アロヨ大統領はすべての政府機関、フィリピン国家警察、民間セクターに対し、知的財産侵害に対する政府のエンフォースメントをより広範に、より強行に行うよう促した。

大統領は、同国が米国政府の監視国リストから最終的に除外されるまでは、政府機関と民間セクターの両方が知的財産権(IPRs)の保護と推進のため、引き続き法に則った体制を拡張すると説明した。

大統領はPNP(フィリピン国家警察)の長官のアツロ・ロミバオ(Arturo Lomibao)氏に、既存の秩序に違反する者の取り締まりに警察のパワーを倍増し、侵害者に裁きを受けさせ、自らの悪行の結果に直面させるよう、取り締まり強化を指示した。

大統領はまたロミバオ長官に海賊行為制圧のため警察の機動部隊の人員を倍増することと、司法省(DOJ)が地方の検察官に知的財産の海賊行為と戦わせるように働きかけることを依頼した。

大統領は政府が知的財産の保護のため、それぞれの地方政府が反海賊行為の条例を可決することを奨励し、さらなる法体制の拡張を進めると付け加えた。

6. フィリピンのPLDTとシティファイナンシャル社、ソフトウェア用ローン提供

(ダウジョーンズ, インターナショナル・ニュース, 2006年2月28日付)

知的財産権保護に関する政府と米国との協定の一環として、フィリピンはソフトウェアの海賊行為を取り締まっている。フィリピン長距離電話会社(Philippine Long Distance Telephone Co.) (TEL.PH)とシティ・ファイナンシャル・コーポレーションは、国内の5,000のインターネットカフェが店の営業のために、正規のソフトウェアを購入することをサポートするという契約にサインした。

「インターネットカフェの幾つかは(正規の)ソフトウェアを現金で購入するのを重荷としている。彼らにとってはこのようなローンは有益なはずだ。」とPLDTの副社長のジョーネル・ラダバン(Jonel Ladaban)氏は声明の中で述べた。インターネットカフェは、通常ビジネスとしては小規模で、運転資金も限られている。

このプログラムは、当初は首都圏マニラ、セブ、ダバオ市で営業するインターネットカフェにターゲットを合わせている。ローンの受付は本年4月1日までである。

インドネシア

2006年2月ニュース

1. コー・ボーン・タイのロングチャンプブランドが取り消される
2. インドネシア、米国通商代表団の決定待ち
3. ブランド登録の調和を要求
4. DVD、VCDの海賊版製造工場2ヶ所へ警察の捜査
5. BSAは著作権侵害のケース30件を処理
6. 首都圏警察、数千本の偽造ノコギリを押収

1. コー・ボーン・タイのロングチャンプブランドが取り消される

(ビジネス・インドネシア、2006年2月3日付)

ジャカルタの商務裁判所はコー・ボーン・タイ (Ko Boen Thai) が所有するロングチャンプ (Longchamp) の商標登録を取り消し、知的財産局の商標部に現行法の手続きに従い、判決を執行するよう命じた。

ムルヤニ (Mulyani) 裁判長が司る事件の審理では、ジーン・カセグレイン・エスエー (Jean Cassegrain SA) - フランスの会社 - が、コー・ボーン・タイのロングチャンプのブランドと乗馬する人のロゴは、カセグレイン社が所有する商標と基本的に類似しているという主張を認めた。

裁判所は、カセグレイン社が所有するロングチャンプのブランドと乗馬する人のロゴは著名な商標であり、世界中で広く、継続的に使用されている。この商標とロゴは、2003年4月30日に登録番号 R00.03.3846-3850として登録されている。

ジーン・カセグレイン社の法的代理人アリ・オクシー・マービアント (Ali Oksy Murbianto) 氏によれば、裁判所から正式な召喚状が送られたにもかかわらず、コー・ボーン・タイは一度も出廷しなかったとのことである。ジーン・カセグレイン・エスエーは、ジャカルタ商務裁判所に、コー・ボーン・タイの登録は既に登録されているジーン・カセグレイン社の商標とロゴの人気に便乗したものであるから、コー・ボーン・タイのロングチャンプのブランドと乗馬する人のロゴの登録取り消しを請求していた。

2. インドネシア、米国通商代表団の決定待ち

(ビジネス・インドネシア、2006年2月4日付)

政府は、当初1月に予定されていた、米国によるインドネシアの知的財産権エンフォースメント格付けに関する周期外レビュー (Out of Circle Review) の結果を依然として待っている。

通商大臣のマリ・エルカ・パンゲス (Mari Elka Pangestu) 氏は、政府は米国通商代表部 (USTR) が格付けを決定する際の必要な措置をすべて取ったと述べている。

インドネシア政府は、USTRがインドネシアを優先監視国リストから監視国リストに改善することを期待している、と大臣は付け加えた。知的財産権のエンフォースメント改善を米国に報告したのを受け、2005年12月から米国はインドネシアの格付けの周期外レビューを始めており、スシロ・バムバーン・ユドヨノ大統領自身がワシントン訪問の折に直接確認している。

しかしながら、2005年12月2日、国際知的財産同盟 (IIPA) は、インドネシアの格付けは優先監視国リストのままであるべきだとUSTRに突然勧告した。USTRがインドネシアを格上げさせない場合、インドネシアは4年続けてこの格付けであることになる。

さらに、もし同一国が同じ格付けを5年間連続で与えられた場合、恐らくUSTRは当該国に貿易制裁を発動するであろうが、マリ氏は、インドネシアは一貫して知的財産権保護法を執行していくとしている。

3. ブランド登録の調和を要求

(ビジネス・インドネシア、2006年2月10日付)

商標登録の手続きが商標法条約(Trademark Law Treaty)加盟国の中で簡素化され、調和のとれたものになるであろう。インドネシアは加盟国の一員として、今年の3月シンガポールで開催される外交会議の席上、商標法条約(TLT)の改正について見解を述べる。

知的財産権局商標部長エマワティ・ジュナス(Emmawati Junus)氏は、改正の効果として、インドネシアの商標法(Law N0.15/2001)も新TLTに沿って改正されねばならないということだと述べた。

エマ氏は、改正の内容について、特に、電子通信手段による商標登録について規定するだろうと説明している。それは、TLTシステムが加盟国間で電子通信での出願書類の受付を認めることを意味する。彼女はまた、政府が著名商標の保護のための法制を準備していると最後に付け加えた。

4. DVD、VCDの海賊版製造工場2ヶ所へ警察の捜査

(ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・ニュース、2006年2月13日付)

ジャカルタ市警察は、1日に10万枚の海賊版DVDとVCDを製造している疑いのある場所2箇所を捜索した。インドネシアに本拠を置く偽造業者は200万枚の海賊版DVD、VCD及びCDを日々国内に流通させている。

先月出版された経済・社会科学研究所(Institute for Economics and Social Research study)の報告によれば、海賊行為と知的財産権の侵害は、2002年にインドネシアに少なくとも2兆インドネシアルピー(2億1,200万米ドル)の損害を及ぼし、124,071件の職を失わせているとしている。

5. BSAは著作権侵害のケース30件を処理

(ビジネス・インドネシア、2006年2月15日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は、BSAホットラインに寄せられたインドネシアで知的財産権の侵害の恐れがある会社の30事例を処理した。2005年5月にスタートして以来、BSAホットラインはソフトウェアの海賊行為の恐れがあるとして何百件もの報告を受けている。

さらに調査を進め、結果が警察に報告され、2005年の11月には警察の手入れが行われた。「現在まで法的に処理されたのは30件である」とビジネス・ソフトウェア・アライアンス反海賊行為部のタルン・ソーニー(Tarun Sawney)部長が語った。

30件のケースのうち、1件は裁判のため準備中で、バンドゥン(Bandung)に本拠を置く集積回路(IC)の製造者で、イニシアルはPT ODであると、BSAの法的代理人であるソマディプラジャ・アンド・タハー(Soemadipradja and Taher)法律事務所のベンハード・ピー・シバラニ(Benhard P. Sibarani)氏は明らかにした。

「そのプロセスは非常に時間がかかる。なぜなら、我々は海賊版ソフトウェアを販売している業者とともに追跡調査もしなければならぬからだ。」と彼は答えた。さらに、BSAが30件のケースを調べるだけで7ヶ月の時間を要したとも付け加えた。

BSAホットラインプログラムは、商業ベースで海賊行為を行っている疑いのあるケースを報告した個人に、最高で5,000万インドネシアルピーの報奨金を約束している。

6. 首都圏警察、数千本の偽造ノコギリを押収

(スアラ・ペムバルアン、19ページ、2006年2月17日付)

スエーデン製のサンドフレックス(Sandflex)のマークのついた、偽造品と思われる数千本のノコギリを販売用に保管していた4つのショッピングコンプレックスと倉庫が警察の捜査を受けた。手入れを行った

のは、ジャカルタの首都圏警察の特別刑事事件捜査チームであり、タムブン(Tambun)とシカラン・ベカシ(Cikarang Bekasi)のそれぞれの場所で行われた。

この押収はノコギリのマークの正規ライセンス所有者であるカーマン A B (Karman AB) の情報に基づくものである。カーマンのノコギリは、これまでのところ、切れ味がよく丈夫で、実用的なために売れ行きがよい。

ベトナム

2006年2月ニュース

1. ベトナムでAPECの最初のイベントスタート
2. ベトナム、IP法の構築に邁進中
3. 日本の投資家、ベトナムの投資環境を賞賛
4. ベトナムのビジネス、IPを利用し競争力を高めることを求められる。

1. ベトナムでAPECの最初のイベントスタート

(シンファ・ニュース・エージェンシー、2006年2月20日付)

アジア太平洋経済協力(APEC) 2006の最初の会議が開催され、ベトナムで11月12 - 19日に予定されているAPECサミットの先鞭をつけた。APEC加盟メンバーから電子商取引、税関、知的財産、市場アクセス、汚職防止、テロ対策の分野の担当者及び専門家が出席する最初の政府高官会議及び関連した会議が、首都ハノイで2月20日から3月2日まで開催される。

中国、香港、タイ、日本、米国とオーストラリアからのAPECの経済分野の会議への参加者は、電子商取引、税関手続き、電気電子相互認証、電子商取引・電子政府における個人情報保護の問題に論議が集中した。中国の専門家はアジア太平洋地域の世界税関機構(World Customs Organization)の活動についてレポートを提出した。

サミット以外にも、ベトナムでは今年100近くのAPECのイベントを主催する。その中には外務・通商大臣級会議、財政、通商、保健、観光の担当大臣会議、政府高官の会議が含まれる。最初の担当者会議は3月2日に開催される。

APECイヤー2006は「持続可能な開発と繁栄のためのダイナミックなコミュニティを目指して」がテーマとなる。APECは21の加盟国・地域からなり、世界の3分の1以上の人口を有し、世界の総国内生産の60%近くを占め、世界貿易のほぼ47%を占める。

2. ベトナム、IP法の構築に邁進中

(ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブルティン、2006年2月23日付)

ベトナムは知的財産権関連法を可決し、知的財産権保護の法的枠組みづくりに成功したと、米国商務省の高官が述べた。知的財産担当商務次官補及び米国特許商標庁副長官のステファン・エム・ピンコス(Stephen M. Pinkos)氏は、アジア太平洋経済協力(APEC) - ベトナム2006の最初の高官会議(SOM I)の一環として開催された知的財産専門家グループ(IPEG) 会議の場で、ベトナム・ニュース・エージェンシーの記者に語った。

彼は、発展途上国が直面する課題は多く、まずは知的財産権制度を構築し、次に人々の利用を奨励することだと述べた。

実効性のある保護を持った知的財産権制度を持つとき、人々はそこから利益が得られることを理解できるので、知財制度が創造力やイノベーションを刺激する手助けになることを実現できる結果となることをベトナムは知った、と米国の高官は解説した。

3. 日本の投資家、ベトナムの投資環境を賞賛

(ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブルティン、2006年2月25日付)

投資関連の高官は、ベトナムの投資環境はここ数年、幾つかの新政策や新法により、着実に改善していると日本の投資家が言っていると述べた。投資企画省のニュエン・ビク・ダット(Nguyen Bich Dat) 副大臣は、日本で投資関連の3回のセミナーに出席した際、ベトナム・ニュース・エージェンシーの特派

員のインタビューを受け、近い将来に日本の投資を引き込む可能性について、そのように答えた。

ベトナムは政治的、社会的に安定で、堅調で高い経済成長率を持ち、若く、適応力のある、安い労働力がある等の多くの強みを持っていると、ダット氏は日本企業の見方を引用した。

日本では、ベトナムの企業は建築関係やインフラ整備のための投資を増やすべきだと進言された。ベトナムは従属的な産業をさらに発展させ、優遇的な施策を導入して大規模グループからの投資を引き込まねばならない。

ある日本の会社はベトナムに日本語学校を開き、二国間の交流を推し進めようとしている。投資関連法の充実のほかに、ベトナムは契約と破産関連の法なども考慮せねばならない。

日本の投資家は汚職防止法と知的財産法が可決された後、それがどのように執行されるかに関心を持っている。

4. ベトナムのビジネス、IPを利用し競争力を高めることを求められる。

(タイ・ニュース・サービス、2006年2月27日付)

ベトナムの中小の企業は、国内と国際市場で知的財産を最大限利用し、競争力をつけるべきだと、APECシンポジウムで専門家が述べた。

ハノイで、2月23日に科学技術省の主催で開催された中小企業のための知的財産に関するセミナーで、APECの経済部門からの専門家は、ベトナムの中小企業は知的財産権の意味を十分には理解していない、それゆえ、彼らはこの特別の財産を効果的に使うことが出来ないと指摘した。

この弱点を理解し、首相は企業の知的財産の開発をサポートする2010年までのプログラムを承認した。これに加え、政府は企業の合法的な権利と利益を守るため、知的財産権行使の実効性を高めるためのプログラムをスクリーニングしている。

インド

2006年2月ニュース

1. アメリカの大学、IITカラパとIPR法で提携
2. 警察はすべての州で反海賊行為の拠点を持つべし
3. インドのITサミットは知的財産権の発展に照準
4. ビドリウエアとチャナパトナのおもちゃと人形に地理的表示
5. セミナーで知的財産権が健康、産業等に及ぼす影響を討論
6. BSA は「海賊行為」に対して法的手段に訴える

1. アメリカの大学、IITカラパとIPR法で提携

(プレス・トラスト・オブ・インディア・リミティッド、2006年2月1日付)

知的財産の法制を取り扱う頭脳集団をつくり出すという構想から、知的財産権(IPR)の研究を専門とする学校が、カラパ(Kharagpur)のインド工科大学(Indian Institute of Technology)に設置された。

米国のジョージ・ワシントン大学ロースクールと連携して、IPRを専門とした3年の法律コースが、カラパのIITでスタートしたと、ジョージ・ワシントン大学ロースクールのインドプロジェクト長、マーティン・ジェー・エーデルマン(Martin J Adelman)教授が述べた。

エーデルマン教授は、経済のグローバル化に伴い、企業関連の事件が飛躍的に増加し、IPR関連の法制も同じように増加していくと、述べた。「IPRの法的処理能力を向上させるため、連携することがより必要になる。IITカラパイニシアチブの道のりは、まだまだ先が長い。」と彼は付け加えた。

2. 警察はすべての州で反海賊行為の拠点を持つべし

(プレス・トラスト・オブ・インディア・リミティッド、2006年2月7日付)

すべての州は、タミール・ナドゥ(Tamil Nadu)州やケララ(Kerala)州のように、増加する知的財産の侵害をチェックするため、視聴覚メディアに対する反海賊行為の拠点を設置するべきであると、ムンバイ警察の前コミッショナーであるジュリオ・リベイロ(Julio Rebeiro)氏は述べた。

リベイロ氏はゴア(Goa)警察にこの問題を教育するため当地に来ているが、知的財産権(IPR)の教育を受けた担当官が拠点到り張り付いて、増加し続ける音楽の海賊版を監視すべきだと述べた。インドではこの問題は壊滅的状況まで来ており、海賊版の音楽が正規の音楽と配信のチャンネルを共用しているほどで、海賊版音楽に不当な利益を与えていると彼は述べた。

ゴアでは、バレンタインデーに様々なチャンネルで流れる音楽が海賊版でないよう協会が特別警戒をする予定である。「アーティストは自分の音楽が流れる時、正当な対価を受けるべきである」と彼は言う。

3. インドのITサミットは知的財産権の発展に照準

(ヒンダスタン・タイム、2006年2月13日付)

毎年開催されるインドのITサミットが、3日間に渡りムンバイで開催されるが、創造的発明などの知的財産権の発展に焦点をあわせ、IT産業の更なる成長のための新しい指標について討論される。

このイベントは、インドのIT産業がサービス提供の分野でより高いベンチマークを達成できる強さを持っていることを示す場となるであろうと、サミットを企画した国家ソフトウェア・サービス会社連盟(National Association of Software and Service Companies)(Nasscom)は述べた。

サミットで論議された他の課題には、第三世代のアウトソーシング(third generation outsourcing)、ビジネスプロセスの向上のための技術の役割、インドIT市場のアウトソーシングの増加が含まれるとNasscom発表の報告は伝えた。

4. ビドリウエアーとチャナパトナのおもちゃと人形に地理的表示

(ザ・ヒンズー、2006年2月19日付)

地理的表示登録局は、ビダー (Bidar) のビドリウエア (Bidriware) とチャナパトナ (Channapatna) のおもちゃと人形、ナンジャングッド (Nanjangud) のバナナ、クーグ (Coorg) のオレンジ、マイソール (Mysore) のキンマの葉、マイソールのローズウッド材のインレー、マイソールの伝統画、マイソールのアガバシ (agarbathi) に地理的表示を与え、生産者と考案者を保護し、他者が許可なく生産物に利用することを禁じている。

地理的表示登録局は、既に世界的に有名なマイソールのシルクにも地理的表示を与えており、これが他者の無許可の使用を防いでいる。

インドは世界貿易機関(WTO)の知的財産権の貿易関連側面に関する協定(TRIPs)の署名国であり、特別な品質や地理的出所を持つ製品の保護が求められている。それにより、他国は地理的表示を受けたユニークな製品からの利益を得ることが出来ない。

5. セミナーで知的財産権が健康、産業等に及ぼす影響を討論

(ザ・ヒンズー、2006年2月24日付)

人材開発省は、1つの場所に専門家を呼び込むことを目的に、2月24日に当地にて開催される「知的財産権、過去と現在」と題したセミナーのために資金を提供する。

イー・ティー・モハメド・バシャー (E.T.Mohammed Basheer) 教育大臣は、セミナーの開会を宣言する、セミナーはセント・ジョセフ大学デバジリ (Devagiri) 校の50周年記念事業の一環として、同校経済学部の協力を得て開催される。カリカット (Calicut) 大学の副総長サイド・イクバル・ハスナイン (Syed Iqbal Hasnain) 氏が司会を務める。インド政府の人材開発省は、セミナー開催の資金を提供する。

セミナーの目的は科学者、研究者、学者、テクノクラート、官僚、政治家が1つの舞台上がり、IPRの知識や見解を分かち合い、グローバル化と向かい合っているIPR体制によってもたらされている挑戦について話合うことだ。IPRの、特に、健康、産業、商業、環境、エレクトロニクスに及ぼす影響について討論される。

6. BSA は「海賊行為」に対して法的手段に訴える

(ザ・ヒンズー、2006年2月28日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は、デリーに本拠を置くアイコン・マルチメディア・システム (Icon Multimedia Systems) 社がマイクロソフトとアビッド・テクノロジー (Avid Technologies) 社の海賊版ソフトを流通させていると訴えた。BSAの発表によると、法的措置の結果、デリーの高等裁判所は1月29日、アイコン・マルチメディア・システムに対してコピー/複製、販売、マイクロソフトとアビッド・テクノロジーの海賊版ソフトの使用を当分の間中止する命令を下した。

BSAのインド会長アジェイ・アドバニ (Ajay Advani) 氏は、取締りとそれに続く押収は、ディーラーの業界によい教訓となったはずだと述べた。「これは法に反することだ」彼は言う。そして、ソフトウェア海賊版の10%の減は115,847の職を生み出し、インドだけでGDPに59億米ドル増、税収で3億8,600万米ドル、地元の販売業者に82億米ドルの収入を生み出すと述べた。

パキスタン

2006年2月のニュース

1. 米国が知的財産権の問題でパキスタンに対する貿易優遇措置を終了するという不安を払拭 (グローバル・インサイト・デیلیー・アナリシス、2006年2月1日付)

米国通商代表のボブ・ポートマン (Rob Portman) 氏は、米国は、心配されていたようなパキスタンに対する一般特惠関税制度(GSP)を終了する意向はないと発表した。この問題は、2001年、米国の著作権ロビー団体である国際知的財産同盟(IIPA)が、パキスタンが知的財産権(IPRs)の侵害を抑制することができないという理由で、請願を提出したことに始まる。

昨年11月に調査が始まり、公聴会も何回か開かれた。IIPAは、結果的には事実をみてパキスタンの立場を擁護し、同国がそれまでの間IPRs を取り巻く状況を改善するため多くをなしたと説明した。新聞発表でポートマン氏は、2005年4月からのパキスタンの努力は具体的成果を生み出し、それには海賊版光ディスクの破壊や、工場の閉鎖、輸入ディスクの没収が含まれると述べた。

2. パキスタン、サウジアラビアが政治、科学、教育協定を締結 (BBCモニタリング・ニュースファイル、2006年2月2日付)

パキスタンとサウジアラビアは、2日間に及ぶトップ会談で、科学、技術、職業、教育面での協力を強め、二重課税の廃止や相互の政治協議を行うことに合意した。サウジのアブドラー・ビン・アブドルアジーズ (Abdallah Bin-Abd-al-Aziz) 王とパルヴェーズ・ムシャラフ (Pervez Musharraf) 大統領及びショーカット・アジーズ (Shaukat Aziz) 首相[PM] が首相官邸で5つの協定の調印に立ち会った。

科学技術協力協定により、2国はジョイント・コミッティを設置し、2年に1度会議を開き、活動を計画し協力する。科学技術省のノーリズ・シャクアー (Nauriz Shakoor) 大臣とサレ・エー・エー・アルアゼル (Saleh A.A. al-Athel) 博士、キング・アブドル・アジズ (King Abd-al-Aziz City) 市長は、共同研究・開発、デザインプロジェクトと科学者や研究者の交換プログラムを要望した。

両国は、大学や技術機関等の公共部門の参加をサポートするほか、共同で科学会議を開催する。また、両国は知的財産権保護のための協力もする。二重課税の廃止や脱税防止会議は、両国の経済関係の強化を目指している。

3. パキスタン・米国は来月投資条約締結の予定 (ネーション、タイ、2006年2月11日付)

信頼できる筋によると、パキスタンと米国は来月に予定される次の交渉で懸案の相互投資条約(BIT)を議題にのせると予想される。両サイドとも相互投資条約のまとめと条約の原稿作りに取り組んでいると、情報筋が明らかにした。

民営化投資省と米国通商局の担当者は先月詳細な話し合いをし、両者は来月、条約の締結に障害となるものを取り除くための最終的な話し合いを持つ予定である。

「米国側はパキスタンにおける政策や法の執行の面で多少の危惧を表した。彼らは特に知的財産権 (IPRs) の法の未執行の問題を挙げている。」と、情報筋は言う。しかしながら、同情報筋によれば、パキスタン政府は米国サイドを説得し、投資関連の規則や法の執行を保証した。

米国の交渉団は、パキスタンが取ってきた国内への外国投資の推進・奨励・保護のためのステップの説明を受けた。最近、米国の2つの会社がパキスタンでの海賊版事件で敗訴したことが、両国の交渉団を条約制定に向けて動かしていると、情報筋は述べた。

ヨルダン

2006年2月ニュース

1. 文化省大臣、ウクライナ大使、知的財産の協力で話し合う

(IPRストラテジック・インフォメーション・データベース、2006年2月1日付)

アデル・トゥエイジ(Adel Tweisi)文化省大臣は、ウクライナのジョーダン・ビクター・ナガイチョック(Jordan Viktor Nagaichuk)大使の訪問を受けた。トゥエイジ大臣は、ヨルダンの国立図書館とウクライナの国立図書館との間で知的財産権保護の分野で専門知識を交換することを申し出た。

両者は、ヨルダンとウクライナの間で文化交流プログラムを活性化させるため、相互にカルチャー週間を設ける可能性について話した。ナガイチョック大使は、会談はウクライナの文化観光大臣を来月ヨルダンに招待するための打ち合わせであったと述べた。

2. RSSでIPRのワークショップスタートする。

(IPRストラテジック・インフォメーション・データベース、2006年2月7日付)

「知的財産の実務的及び法的展望」と題したワークショップが王立科学協会(the Royal Scientific Society)(RSS)で開催された。4日間に渡るワークショップは、法技術的観点から、知的財産への認識を高め、特許を査定する法律と技術の専門家のグループを作るための基礎作り、さらにRSSの職員をIPRの施策になじませることが狙いである。

ワークショップでは、発明と知的財産権との関係、知的財産権の評価、国の知的財産保護法、特許の理解・解釈の仕方、特許の実用化、発展途上国の特許制度が開発投資に与える影響といったような様々な問題について討論された。

サウジアラビア

2006年2月ニュース

「知的財産法」セミナー開催される

(オーガナイゼーション・オブ・アジア・パシフィック・ニュース・エージェンシー、2006年2月26日付)

文化情報省イヤド・マダニ(Iyad Madani)大臣の代理として、文化情報省情報部の次官アブダル・アル-ジャッサー(Abdullah al-Jasser)博士が、本日開催されたセミナー「グローバル化における知的財産法が産業、経済に及ぼす影響」の開会を宣言した。

サウジの法教育センターによって主催された2日間に及ぶセミナーには、民間・公的機関から知的財産法及びその制度に関心のある150人の専門家が参加した。

アル-ジャッサー博士は、知的財産の分野でのより強い協力、連携に対する文化情報省の切実さを訴えた。彼は文化情報省として、作者の権利を保護する事への強い意欲を述べた。

トルコ

2006年2月ニュース

EU、知的財産権のスクリーニング開始

(ドゥンヤ、2006年2月7日付)

トルコとEUの担当官は、ブリュッセルで知的財産権に関するトルコの法制のスクリーニングのため特別セッションを開始した。セッションは本日終了の予定である。文化観光省とトルコ特許局からの担当官がトルコの代表としてセッションに参加した。

クウェート

2006年2月ニュース

USの特許について説明

(クウェート・タイムズ、2006年2月24日付)

サウス・スラ(South Surra)のクウェート・サイエンス・クラブは、「アメリカで特許取得を」と題されたセミナーを開催した。講師は著名な米国特許庁の職員デービット・ドータリ(David Dougherty)氏で、クウェートの特許局長オマール・アル・バナイ(Omar Al-Banai)氏や多くの地元の発明家が出席した。ドータリ氏は、特許制度の詳細や国内の発明家がどのようにして米国の特許を取得できるかについて講演した。彼は米国の手続きは長たらしく細かいため、米国での取得には困難さがつきまとうことを認めた。

その一方で、国内の発明家が発明をした場合には、他の者に先を越されないうちに、できるだけ早く特許を出願することを奨励した。「これは自分の考えを守る1つの方法だ。自分で守らなくてはならない。そうやって自分の発明を最大限利用することである。」と彼は述べた。